

小規模修繕契約希望者登録制度の申請手引き

1 小規模修繕契約希望者登録制度とは（要綱第1条）

この制度は、寒河江市競争入札参加資格者名簿に登録されていない市内事業者を対象に、市が発注する小規模で内容が軽易な修繕等の契約を希望する方を登録する制度です。

登録を希望される方は、小規模修繕契約希望者登録申請書の提出が必要です。
※現在登録されている方も、再度登録手続きが必要です。

2 制度の対象となる修繕等（要綱第2条）

対象となる修繕等とは、その内容が軽易で履行が容易であり、1件の契約金額が50万円以下のものです。

3 登録できる業種（要綱別表）

登録できる業種は、以下の表のとおりですが、登録は最大3業種までとします。

番号	区分	修繕等の内容
1	土木関係	土木施設の修繕（側溝、車止め、その他土木施設の修繕）
2	建築関係	ガラス、サッシ
3		建具（木製建具、家具等）
4		畳
5		板金
6		塗装
7		左官（タイル、レンガ、ブロック等を含む。）
8		内装（屋内インテリア、カーテン、ブラインド等）
9		その他建築物等の修繕
10		設備関係
11	電気設備（家電、照明、コンセント、配線等）	
12	その他設備（機械器具、ガス設備、消防施設、空調設備、放送設備、電気通信設備等）	
13	その他	上記以外の修繕

4 登録できる方（要綱第3条）

市内に本社のある法人、または市内に住所のある個人の方で、次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 寒河江市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されていない方
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格・許可等を有する方
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 契約の相手方として適当と認められる方

※なお、契約を締結する能力を有しない方、または破産者で復権を得ていない方は申請できません。

5 登録の申請方法（要綱第4条）

登録を希望する方は、次の書類を提出してください。申請書等は、市ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 寒河江市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 法人の方は登記事項証明書、個人の方は運転免許証の写し等、氏名、住所が確認できるもの
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し

※設備関係の登録を希望する方で、寒河江市水道指定給水装置工事事業者、寒河江市指定下水道工事店、電気工事士の資格を有する場合は、必ずその写しを添付してください。

※登録された方は、寒河江市が発注する小規模修繕契約の際の業者選考の対象となりますが、見積参加や契約を約束するものではありません。

6 登録受付期間及び郵送先

- (1) 期間 令和6年11月18日（月）から12月29日（水）まで
- (2) 郵送先 寒河江市財政課施設マネジメント推進室（市役所4階）

※一斉更新終了後、随時受付もごさいます。

7 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

8 登録事項の変更（要綱第8条）

申請事項に変更が生じた場合又は廃業した場合は、「寒河江市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届」（様式第2号）を速やかに提出してください。